

## ○阿久根市学校規模適正化協議会規程

昭和42年6月5日  
教育委員会訓令第1号  
改正 昭和49年1月教委訓令第1号  
平成11年3月教委訓令第1号  
平成14年1月教委訓令第1号  
平成17年6月教委訓令第2号  
〔題名改正〕  
平成19年11月教委訓令第4号  
改正 平成30年1月教委訓令第1号

### (設置)

第1条 阿久根市立学校の規模の適正化を図り、教育効果の向上と経営の合理化を期するため、阿久根市学校規模適正化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項を行う。

- (1) 学校規模の適正化及び学校統廃合に関する調査研究
- (2) 学校規模の適正化及び学校統廃合計画の検討
- (3) その他学校規模の適正化及び学校統廃合の実施に必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員23人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 市の職員
- (2) 市教育委員会委員
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長が、会長、副会長ともに欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、教育委員会が定めた期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

### (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

阿久根市学校規模適正化協議会委員名簿

氏 名	規程第3条による委嘱理由	備 考
西 孝蔵	学識経験者（元 高校長）	
井上 浩一	学識経験者（元 小学校長）	
高崎 良二	必要と認める者 （阿久根市子ども育成会連絡協議会会長）	
榎 蘭すま子	必要と認める者（主任児童員）	
今村 英幸	必要と認める者（阿久根市社会福祉協議会事務局長）	
野田 文徳	必要と認める者（元阿久根市PTA連絡協議会会長）	
大瀧 孝夫	阿久根市教育委員会教育委員	
古賀 正男	阿久根市教育委員会教育委員	
中野 真理	阿久根市教育委員会教育委員	
西園 敦子	阿久根市教育委員会教育委員	
松崎 裕介	阿久根市副市長	
佐潟 進	阿久根市福祉課長	
中山 武広	学識経験者 （阿久根市小中学校長会会長・複式学級経験者）	
倉田基一郎	必要と認める者 （阿久根市PTA連絡協議会会長）	
廣瀬 孝行	必要と認める者（大川小学校PTA会長）	
赤崎 浩貴	必要と認める者（西目小学校PTA会長）	
餅越 和幸	必要と認める者（尾崎小学校PTA会長）	
青木緋紗子	必要と認める者（鶴川内中学校PTA会長）	
川原 修一	必要と認める者（阿久根市区長会会長）	
西園 善信	必要と認める者（西目地区区長会会長）	
田中 重則	必要と認める者（山下地区区長会会長）	
安里 吉明	必要と認める者（鶴川内地区区長会会長）	